

政府による「緊急事態宣言」発令時における実務実習に関するお願い

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大が各地で進んでおり、爆発的に感染者数が増大する局面から、政府による緊急事態宣言が発令される可能性が高い状況となっております。本機構では実務実習に関する基本方針を発信したところではありますが、今後、緊急事態宣言が発令された場合には、以下の対応をお願いいたします。

1. 緊急事態宣言が発令された区域及びその周辺区域では、原則として実習を中断し、遠隔学習へ切り替える

緊急事態宣言が発令された状況においても医療機関は必要とされ、滞りのない医薬品の供給と継続的な医療の提供が望まれ、医療者を目指す薬学生もその状況・対応を学ぶことは意義深いところではあるが、医療者・医療施設への負担増を考慮し中断を基本として対応する。

基本的に緊急事態宣言が発令された区域での実務実習を中心に、学生の通学圏内を考慮してその周辺の区域とするが、大学の状況を考慮して判断する。

- 1) 実習の中断期間は、発令された期間までとする。
- 2) 大学は、実習を中断した学生に対し課題を出すなど実習の補完としての遠隔学習(自宅学習)を実施する。課題とその成果物は、Webシステムへ提出する、あるいはメール送信等により指導薬剤師と共有できるよう工夫することが望ましい。
- 3) 中断期間中は、自宅待機を徹底し、感染予防対応(三密回避など)を無視した行動をさせないように指導する。

以上